

《 資 料 6 》

高額障害福祉サービス等給付費 について

1. 高額障害福祉サービス等給付費について

障害福祉サービスを利用してきた方が65歳を迎えられた後に介護保険サービスを利用する場合、一定の要件を満たす方の介護保険サービスの自己負担について、障害福祉制度において償還する制度が始まります。

(経緯)

障害福祉サービス利用時に利用者負担が不要だった方が、利用サービスの移行により新たに利用者負担が生じること等で介護保険サービスが円滑に利用できないという課題に対応するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において制度改正を行い、利用者負担の軽減が行われることになりました。

【概要】

60歳～64歳の5年間

介護保険相当障害福祉サービス
(居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所)のうち、1種類以上を継続して利用



65歳～

障害福祉相当介護保険サービス
(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護)
利用分の自己負担額を償還

【対象者要件】全ての要件を満たしている方

65歳に達する前の5年間、引き続き介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたこと。

65歳に達する日の前日の月に、本人及び配偶者が市町村民税非課税者又は生活保護世帯であったこと。

65歳に達する日の前日において、障害支援区分2以上であったこと。

65歳に達するまでに介護保険法による保険給付(予防給付を含む。)を受けていないこと。

【償還の対象】

平成30年4月1日以降に利用した障害福祉相当介護保険サービスに係る利用者負担額のうち、保険給付に係る1割負担部分

- 1 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費による償還分を除く
- 2 予防給付や総合事業によるサービスに係る利用者負担は対象外

【実施の時期】

未定

実施可能な段階で、償還対象者にお知らせを送付する予定です。

【その他】

高額障害福祉サービス等給付費は、対象者要件とは別に、申請を行う際に本人及び配偶者が市町村民税非課税者等であることが支給条件となります。対象者要件に当てはまる全ての方が支給対象者となるわけではありません。

～お願い～

本制度は居住地市町村が支給を行うものですが、市外から転入されてきた方につきましては、当市において対象者要件を確認することができません。介護保険サービスをご利用される方が市外から転入された方で、60歳になられる前から障害者手帳をお持ちの場合、本制度の対象となる可能性がありますので、ご本人様、ご家族様から障害者支援課までご連絡いただくか、ご本人様等の同意の上、障害者支援課まで情報提供をお願いします。

高額障害福祉サービス等給付費についての問合せ先
下関市役所 障害者支援課 支援係
TEL 083-231-1920